

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

【立地】

川島町は埼玉県のほぼ中央、首都圏 50 km内に位置し、北は都幾川・市野川を境として東松山市・吉見町に、東は荒川を境として北本市・桶川市・上尾市に、南は入間川を境として川越市に、西は越辺川を境として坂戸市に接しており、まさに“川に囲まれた島”そのものである。

面積は 41.63k m²で、東西間 11 km、南北間 8 kmの距離となっており、標高は平均 14.5mで高低差はほとんどなく、かつては見渡す限り水田地帯であった。

交通では南北に国道 254 号線が通り東京、川越、東松山と結び、近隣の市町村とのアクセスもよくなっている。さらに圏央道が東西に走り、川島インターチェンジの開通に伴い、インター周辺開発が進んでいる。



【人口】

当町の人口は昭和 45 年 (1970 年) 15,049 人から平成 12 年 (2000 年) 23,322 人と 30 年間で増加したが、それ以降は減少に転じ、令和 4 年 11 月 1 月現在、人口 19,230 人 (8,187 世帯) で高齢化、少子化の状況が突出している。

②想定される災害リスク

【風水害】

平成 27 年の水防法改正では、河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図が、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域図に変更された。

町の四方を囲む河川(荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川)の浸水想定区域図でも、町内全域が浸水すると想定されており、水深は深いところで 5m 以上、浸水継続時間は最大 2 週間程度と長期に渡るとされているため、水害時における避難は、町外への広域避難を原則としている。

町では、洪水・地震ハザードマップを配布しているが、「もしも」の時でも、あわてず冷静に行動できるように、日頃から家族や地域で話し合いや確認をする必要がある。

1. 水害時の避難の考え方 (町外への広域避難を)

- ①自ら情報を収集し、早めに自主的に町外へ広域避難 (親戚、知人宅、宿泊施設、勤務先等)。
- ②避難場所が確保できない方は、町が提携している町外の広域避難場所に自らの車で避難。
- ③自ら移動が困難な方でも、救助活動を迅速に行うため、可能な限り町内の緊急避難場所に避難。
- ④道路の浸水など、町外の広域避難場所に避難することで生命に危険が及ぶときは、自宅の 2 階や町内の高層建物等 (㈱オータ川島店、㈱GLP) に垂直避難。

【地震】

町において大きな被害の発生が予想される地震と、その被害想定結果は以下に示す通りである。
被害想定の対象とした「茨城県南部地震」は、今後 30 年以内に南関東地域で M 7 級の地震が発生する確率が 70%と予測されている切迫性が高い地震である。

町では、この地震に備えるため、食料・生活必需品などの備蓄、建物の耐震化及び避難所の整備など、様々な防災対策を推進している。

1. 想定地震の概要

想定地震	茨城県南部地震
地震のタイプ	海溝型
マグニチュード	7.3
川島町の震度	5 強
地震発生確率	今後 30 年以内に 70% (南関東地域として)

※発生の可能性は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震と考えられる「関東平野北西縁断層帯地震（震度 7）」についても備える必要がある。

2. 地震被害想定結果

全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者	負傷者数	避難数	
					1 日後	1 週間後
78 棟	140 棟	1 棟	0 人	4 人	168 人	182 人

(出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）)

【その他の災害】

1. その他の災害

町域で起こりうる異常な自然現象（竜巻・突風、雪害等）や大規模火災等で施設損壊や交通災害を想定した様々な防災対策を推進している。

2. 複合災害

複合災害として、地震とその直後の台風による河川氾濫、地震から復興中に発生する河川氾濫などの災害に備えていく。

【感染症】

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、当町でも令和 4 年 9 月 26 日時点で延べ 2,307 名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

（2）商工業者の状況

①事業者数及び小規模事業者数

当会地区内における事業者数は 900 社となっており、うち小規模事業者数は 679 者で、全体の約 75%を占めている。

業種	事業者数	小規模事業者数
建設業	168	164
製造業	189	152
卸・小売業	161	101

サービス業	319	225
運輸業他	63	37
合計	900	679

(出典：平成 28 年「経済センサス」活動調査)

②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化支援計画の策定状況

当会の調べでは令和 4 年 9 月末までにおいて、「事業継続力強化支援計画」の認定を受けた当町の事業者数は 7 社である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

（3）これまでの取組み

①川島町の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき川島町地域防災計画を策定。この計画は、川島町の地域に係わる災害に関し、町・県・防災関係機関・公共的団体・町民がそれぞれに総力を結集し、地域及び町民の生命・身体・財産を守ることを目的としている。

計画は、全 4 編（総則、風水害等対策計画編、震災対策計画編、その他災害対策計画編）で構成され、各種災害対策を実施している。

【災害対応の基本的な考え方（自分の命は自分で守る）】

～自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備～

大規模災害の場合、「行政が何とかしてくれるはず」と期待しがちですが、これまでの教訓が示すように、行政による災害対応には限界がある。まずは、「自分の命は自分で守る」という意識を持つことが大切となる。

そのため、大規模災害に際しては、自分で自分自身や家族の安全を守る「自助」や、地域や自治会でお互いに助け合う「共助」が特に求められる。

そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

【災害に対する備え（予防対策）】

1. 町民の安全を守るために（公助の取組）

- ・ 自助・共助による防災力の向上
- ・ 大地震から人命を守るまちづくり
- ・ 避難行動要支援者への避難支援体制の構築
- ・ 情報伝達及び避難体制の構築
- ・ 物資及び資機材の備蓄
- ・ 安全な避難所及び避難場所の確保と整備
- ・ 国との連携事業

2. 町民の備え（自助・共助の取組）

- ・ 防災知識を学び、身につける
- ・ 地震の揺れに備える
- ・ いざというときの避難に備える

【災害発生時の活動（応急対策）】

1. 町の活動（公助の取組）

- ・ 応援協力体制の整備
- ・ 情報収集及び町民への情報伝達
- ・ 避難対策

- ・被災地の生活救援活動

②当会の取組み

【周知対応】

- ・県主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化支援計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・当会事業継続計画の作成
- ・事業継続計画、事業継続力強化支援計画策定セミナーの開催

【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

【備蓄・訓練対応】

- ・防災備品（非常食料品、飲料水、段ボールベッド、電源、スコップ、テント等）の完備
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（1）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化支援計画を策定している事業者は一部に限られている。

（2）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化支援計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（3）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と川島町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

川島町地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、川島町と川島町商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画(BCP)」「事業継続力強化支援計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化支援計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働ける環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化支援計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発生・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と川島町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関(埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社)との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画(BCP)・事業継続力強化支援計画の

策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。

- ② 当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③ 当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

① 小規模事業者のリスク把握・周知

- ・ 当会職員による巡回や窓口指導時に川島町の洪水・地震ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

② リスク対策の広報周知

- ・ 町広報、商工会報、会員宛 DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③ 事業継続計画・事業継続力強化支援計画の策定支援

- ・ 専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化支援計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・ セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化支援計画」の策定に向けた支援を行う。

④ 感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会においても Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤ 当会職員の支援スキルの向上

- ・ 事業者の BCP 策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

（２）商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年3月末までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

（３）行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と川島町の行政懇談会や埼玉県商工会連合会等での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

（４）フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化支援計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

（５）当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と川島町農政産業課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

（１）応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちにLINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と川島町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

（２）応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①当会と川島町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、川島町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を川島町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と

速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全を確保 ・ 地域被災者の人命救助への協力 ・ 被害状況の把握および報告 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤ 当会と川島町は災害時、連絡を密にすることにより、被害状況等を共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

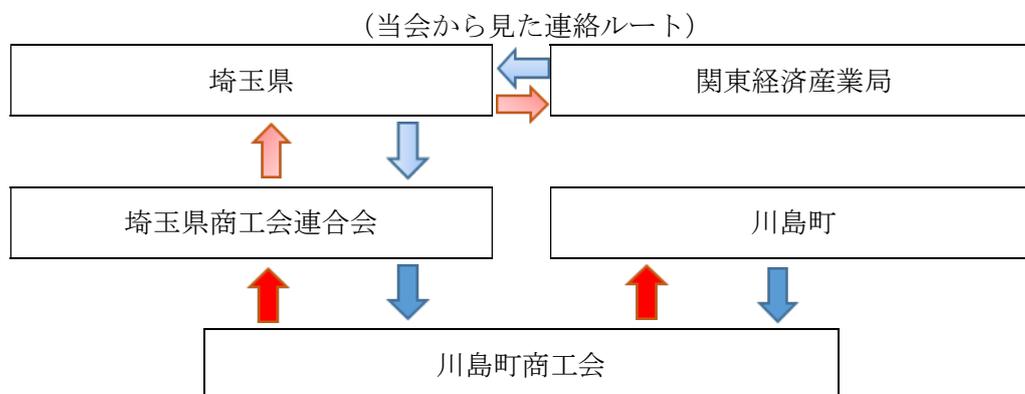
① 当町で取りまとめた「川島町新型インフルエンザ行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

② 当会職員のいずれかが感染した場合は、関係機関の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

③ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、川島町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②川島町からの情報提供に基づき、被災地域において二次被害を防止するための対策活動を実施する。
- ③当会と川島町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と川島町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と川島町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

(4) 応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口を開設する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

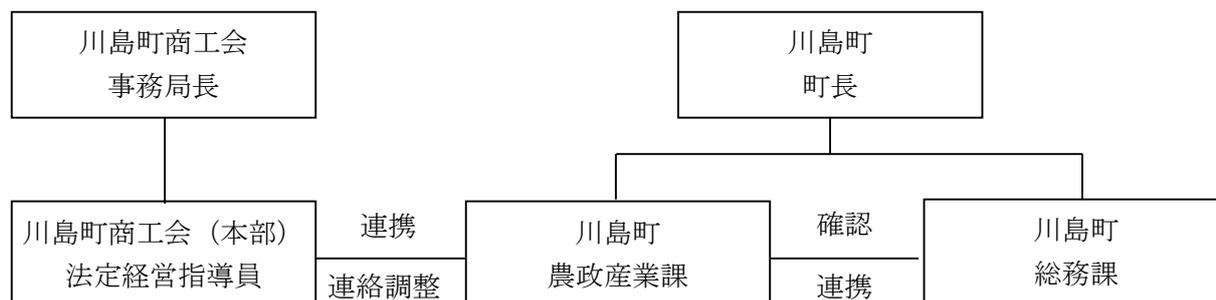
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・加藤 正之(連絡先は後述(3)①参照)
- ・岩出 裕平(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

川島町商工会

〒350-0131 埼玉比企郡川島町大字平沼 1175

TEL: 049-297-6565 / FAX: 049-297-6566

E-mail: info@kawajima.or.jp

②関係市町村

川島町役場 農政産業課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

TEL: 049-299-1760 / FAX: 049-297-8437

E-mail: nousei@town.kawajima.saitama.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	30	50	50	50	50
・ BCP対策費	70	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、川島町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。